

## 板橋区老人ホーム入所判定委員会運営要綱

### (設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条第1項第1号及び第3号に規定する措置の要否の判定等を行い、措置事務の適正な実施を図るため、板橋区に板橋区老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (掌握事項)

第2条 委員会は、板橋区長（以下「区長」という。）の依頼に応じ、次の各号に掲げる事項について判定又は検討を行う。

- (1) 法第11条第1項第1号又は第3号に規定する措置（以下「入所措置」という。）の要否に関すること。
- (2) 区長が入所措置の継続について判定の必要があると認めた者に係る入所措置の継続の要否に関すること。
- (3) 第1号に規定する要否の判定により入所措置が要と判定された者に係る入所するまでの間の在宅処遇の方針に関すること。
- (4) 第1号に規定する要否の判定により入所措置が否と判定された者に係る処遇の方に関すること。
- (5) その他区長が必要と認める事項

### (構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者につき区長が任命又は委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 法第6条に規定する社会福祉主事
- (2) 地域保健法（昭和22年法律第101号）に定める保健所長又はその指定する者
- (3) 医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師
- (4) 法第20条の4に規定する老人福祉施設の長又はその指定する者
- (5) 老人福祉担当者
- (6) その他区長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (主宰)

第5条 委員会は、区長があらかじめ指定する委員が主宰する。

### (招集)

第6条 委員会は、区長が定期的に招集する。

2 前項に規定するもののほか、必要があるときは、区長は臨時に委員会を招集することができる。

### (措置の基準)

第7条 第2条第1号及び第2号に規定する入所措置及び入所措置の継続の要否の判定は別紙1「措置の基準」による。

### (報告)

第8条 委員会は、第2条に規定する判定又は検討の結果を別紙2「老人ホーム入所判定審

査票」（以下「審査票」という。）により区長に報告するものとする。

（緊急入所措置）

第9条 区長は、緊急やむを得ないと認めるときは、委員会の判定をまたずに入所措置をとることができる。

2 前項の規定による処置については、区長は、次の委員会においてこれを報告しなければならない。

（審査依頼）

第10条 区長は、第2条第1号又は第2号に規定する措置の要否判定が困難な場合は、東京都福祉保健局長に審査を依頼することができる。

（謝礼）

第11条 委員に対する謝礼は、予算の範囲内で支給する。

（守秘義務）

第12条 委員は、審査票の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職解任及び解嘱後も同様とする。

（解任等）

第13条 区長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任又は解嘱することができる。

- (1) 委員の資格を失ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) その他、職務を行うに適當でないと認められるとき。

（庶務）

第14条 委員会の庶務は、長寿社会推進課において処理する。

（実施細目）

第15条 この要綱の実施に関して必要な細目は、別途定める。

付 則

この要綱は、昭和61年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。